

春の火災予防運動の実施について

諏訪広域消防下諏訪消防署

○火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、全国一斉春の火災予防運動が実施されます。

実施期間 令和7年3月1日（土）～7日（金）までの7日間

防火標語 『 守りたい 未来があるから 火の用心 』

○お宅の住宅用警報器は大丈夫？

定期的に作動するか点検をしましょう

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は、居住者自ら行ってください。

点検方法

本体のボタンを押すものや、ひもを引くことで点検できるもの等機種によって異なりますから、取扱説明書をみて確認しましょう。

警報器の交換時期について

本体の交換期限は機種によって異なりますが、おおむね10年が目安です。

本体に表示された交換期限や、機能異常を示す音や、表示がされた場合は交換してください。
（機種により電池交換で済む場合があります。）

警報器が鳴ったらどうすればいい？



警報音の出ている場所を火災かどうか確認してください。

【火災のとき】 大声で火事であることを知らせます。
火元を確認して、119番通報や可能なら初期消火を行ってください。

【火災でないとき】 タバコや調理中の湯気、煙の出る殺虫剤などを使用すると警報が鳴ることがあります。対処方法として、室内の換気をして煙などを外へ排出し、警報音を止めましょう。
（ボタンを押すか、ひもを引くと、一般的に止まります。）

【電池切れのとき】 短い音でピッ、ピッと一定の間隔でなる場合電池切れの注意音です。
（メーカーにより異なりますので必ず説明書を確認してください。）

【問合せ先】 諏訪広域消防本部 予防課 0266-21-1190
下諏訪消防署 0266-28-0119

住宅防火

いのちを守る10のポイント

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、ストーブ、こんろ、電気機器など、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。

日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として、4つの習慣、6つの対策からなる「住宅防火いのちを守る10のポイント」を取りまとめました。

是非、ご家族の皆様で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認ください。

4つの習慣



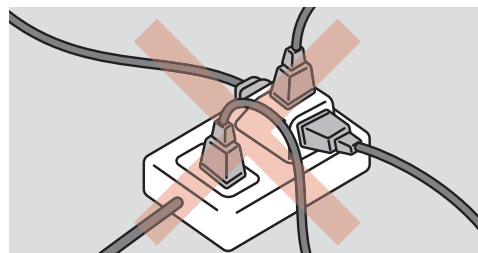
①寝たばこは絶対にしない、させない



②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

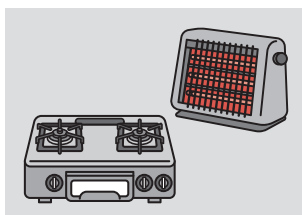


③こんろを使うときは火のそばを離れない



④コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

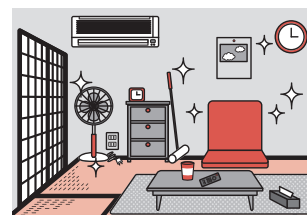
6つの対策



①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う